

2019年2月改訂

安全の手引き

在ジッダ日本国総領事館

目 次

I はじめに

II 防犯の手引き

- 1 基本的心構え
- 2 一般治安情勢
- 3 テロ情勢
- 4 防犯対策等
- 5 交通事情と事故対策

III 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 緊急事態とは
- 2 予防的行動と普段の心構え・準備
- 3 緊急事態発生時の取組

付録

- 1 緊急事態に備えてのチェックリスト
- 2 主要連絡先等

I はじめに

サウジアラビアでは、2003年から2007年ころにかけて、犠牲者を伴うテロ事件が発生しましたが、その後、治安当局の取締りが奏功するなどして、治安は安定しつつあるとみられていました。

しかし、2014年は、欧米人を標的とした銃撃事件が複数発生したほか、2015年以降、イスラム過激派組織「イラクとレバントのイスラム国」(ISIL)によるテロ事件が複数発生した事例に見られるとおり、サウジアラビア国内におけるテロの潜在的脅威は高く、決して予断を許さない状況にあります。

また、サウジアラビアにおいて、無用のトラブルに巻き込まれないため、当地の一般治安事情、交通事情、独特の制度、習慣を考慮に入れて行動することが必要です。

この「安全の手引き」は、こうした様々な治安情勢を踏まえ、一般犯罪・交通事故等に対する基本的な事項と、緊急事態発生時における対応をとりまとめた「緊急事態対処マニュアル」で構成されております。

この手引きが少しでも皆様のお役に立てれば幸いです。

3か月以上滞在される方は、忘れずに「在留届」を提出してください！

「在留届」は、ご本人及びご家族の各種領事手続きの際に利用されるだけでなく、大使館からの緊急連絡、安否確認、援護活動など、緊急時の連絡を迅速に行うために必要となります。また、旅券法で、海外に3か月以上滞在中の場合は、管轄する大使館・総領事館に届出をすることが義務づけられていますので、必ず手続きしてください。

インターネットによる「在留届電子届出システム (ORRnet) 」 (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/>) から在留届を提出することができます。(領事窓口への直接提出又はFAXでも提出することができます。)

帰国、転居、家族構成・連絡先の変更などの場合は、「変更届」の提出を忘れないください。

3か月未満の短期滞在の方は、「たびレジ」に登録してください。

当地に3か月以上長期滞在されている方も、当地以外の国に行かれる時には滞在先の国に登録できます。

詳しくは、次のホームページ (<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>) をご覧ください。

II 防犯の手引き

1 基本的心構え

(1) 「自分の身は自分で守る」

どんなに安全な地域に住んでいても、事件・事故に巻き込まれる可能性はあります。自分と家族の安全は自分達全員で守るとの心構えが極めて重要です。

(2) 「予防こそが最良の危機管理」

「予防」こそが最良の危機管理であることを認識して、そのために努力を惜しまないことが肝要です。

(3) 「最悪に備えるも、行動は冷静に」

「備えあれば、憂いなし」常に最悪の事態を想定し、物心両面の準備を万全にしておく必要があります。

(4) 「安全のための三原則」

「目立たない」、「行動のパターン化を避ける」、「用心を怠らない」が海外で安全に生活するための3原則です。現地の文化、風俗、価値観を十分考慮した上で行動することが望ましく、「郷に入っては郷に従え」の精神が重要です。

(5) 「ネットワークを作る」

在留邦人、コンパウンドコミュニティ、職場等様々な形で情報や援助を差しあててくれる個人や組織と安全確保のためのネットワーク作りを心掛けることが大切です。

(6) 「精神衛生」と「健康管理」

「精神」と「健康」のバランスを図ることが重要です。適度な運動等自分なりにリラックスできる方法を見出すことをお勧めします。油断が生じないよう必要な時に緊張を持続し得るのも、精神と健康のバランスが保たれてこそと言えます。

2 一般治安情勢

(1) 一般犯罪発生状況

サウジアラビアでは、窃盗などの犯罪行為は宗教教義に反する行為としてイスラム法（シャリーア）によって、窃盗は手首切断、殺人は斬首刑など厳しい刑罰が科せられます。それが抑止効果となって、一般的な治安に関しては欧米諸国に比べて良好であると言われていています。

サウジアラビア内務省が発表した犯罪統計によると、ヒジュラ歴 1437 年（西暦 2015 年 10 月から 2016 年 10 月）に国内で発生した犯罪件数は 149,781 件で、暴行、強制性交（強姦）及び金銭強盗が全犯罪の 6 割を占めるほか、侮辱、窃盗、酒類密

造、薬物犯罪、道徳的犯罪も発生しています。

(2) 日本人の被害例

過去の日本人の被害例としては、駐車中の車両における車上狙いが挙げられます。

この他、空港での置き引き被害、ダウンタウンでの自動車盗難・車上狙い被害、ひったくり被害、タクシーを利用した詐欺被害などの被害が発生しています。

3 テロ情勢

サウジアラビアでは、2015年以降、イスラム過激派組織 ISIL(イラクとレバントのイスラム国)によるモスクや治安当局に対する自爆テロ・銃撃テロ事件が各地で発生しています。ISIL 及びイエメンを主な活動地域とするイスラム過激派組織「アラビア半島のアル・カーイダ」(AQAP)が、サウジアラビアにおけるテロ行為を呼び掛けているほか、2015年3月には、イエメンのシーア派反政府勢力ホーシー派もサウジアラビアがホーシー派の領域に対する空爆を継続するなら、サウジアラビア国内で自爆テロを行うなどと警告しました。治安当局はテロリストに対する取締り及び、モスクや政府関連施設等の警備強化を行っていますが、2017年10月7日にはジッダのサラーム宮殿(王宮)に通じる検問所において王宮警護隊員2名が死亡、3名が負傷するテロ事件が発生しています。

サウジアラビアでは、引き続き同様のテロ事件が発生する可能性があることに注意してください。

4 防犯対策等

(1) 窃盗

過去、サウジアラビア国内で日本人が被害者となった一般犯罪はほとんどが窃盗です。車上狙い被害や自動車盗については、路上や道路に面している駐車スペースへ駐車した車両が被害に遭うケースが多く、また、レストラン等に駐車した際には夕刻から夜間の礼拝時間で店舗の人の出入りや通行人が少なくなる時間帯に発生しています。従って、警備員のいる管理された駐車場や人通りが多く明るい駐車スペースに駐車すること、車内に荷物を置かないことを心掛けてください。市内のカーショップで設置できる車両盗難防止アラームシステムは、設置を表示する点灯ライトやシールがあり、車上狙いに対しても防犯効果があります。

また、街中ではあっても、夜間人通りの少ない路上でひったくりに遭遇する被害も発生しておりますので、身辺には気を配る必要があります。

空き巣、事務所荒らし等については、外国人居住コンパウンド内であっても施錠を怠らないこと、自宅や事務所の周りを整理・整頓しておくこと、錠や扉を強化するなど防犯対策が必要です。

(2) 銃器犯罪

サウジアラビアでの銃器所持は許可制ですが、無許可の銃が社会で広く出回って

おり、違法銃器が強盗等の犯罪に利用されるケースが散見されます。銃器を使用した犯罪に万一遭遇した場合には、身体の安全を第一に考えて、可能な限り抵抗は避け金品を与えるなど犯人がその場から立ち去るよう冷静な行動を心掛けることが肝要です。

(3) 性犯罪等

サウジアラビアでは宗教教義に基づく男女隔離が厳格に行われ、男性は親族以外の女性に接する機会がほとんどありませんでした。また、モール・ショッピングセンター等において外国人女性が身体を触られる事案も発生していることから外出する際には、アバヤのみならずスカーフで隠して目立たないようにすることが大切です。

(4) 夜型社会に伴う防犯

サウジアラビアは、過酷な気象条件等の理由から夜型社会であり、主要幹線道路沿いの大型店舗等は、一日最後の礼拝時間以降は大勢の客で賑わいます。特に週末は大変な混雑となり、店舗駐車場内での若者による暴走や喧嘩口論等、混乱した状況になる場合も見られ、夜間外出する際には、周辺状況等に注意する必要があります。

(5) 写真撮影に関する注意

過去に、邦人が許可を得ることなく治安関連施設・発電所・石油関連施設を写真撮影することによって治安当局に一時的に身柄を拘束される事案が発生しました。官公庁などの政府施設や工業施設に限らず、空港、軍事施設、港湾施設などの重要防護対象になっている施設は一般的に写真撮影が禁止になっている一方で、重要施設の基準は明文化されておらず、曖昧であることを念頭におき、慎重に行動するよう心掛けてください。

5 交通事情と事故対策

(1) 交通事故発生状況

サウジアラビアでは、交通事故の多発が社会問題となっており、運転中の携帯電話の使用禁止、シートベルトの着用義務化、交通法規の罰金・罰則の強化、減点方式の採用等交通事故抑止の対策を講じています。また、交通事故の主な原因として、信号無視、無謀なUターン、速度超過、急停止、運転中に携帯電話を使用するなどの脇見運転となっています。

サウジアラビア経済企画省中央統計局によると、サウジアラビア国内でのヒジュラ歴 1437 年（西暦 2015 年 10 月から 2016 年 10 月）の交通事故総数は 53 万 3,380 件（前年比+ 14,585 件）であり、死者数は 9,031 人（前年比+968 人）です。この死者数は、対人口比で見ると日本の約 9 倍であり、サウジアラビアにおける交通事情が極めて劣悪であることが伺えます。

(2) 交通事故の予防

サウジアラビア当局が各種取締りを実施し、また、高速道路、街路等の交通施設が整備されているにもかかわらず、交通事故の発生率が高い要因の一つとして、交通教育が十分に徹底されていないことが挙げられています。スピード違反、信号無視、急な進路変更等は日常茶飯事であり、自身が法規を守って運転するのはもちろんのこと、シートベルトを必ず着用し、十分な車間距離を保つとともに、常に前後左右の車両の動きを注視し、防衛運転に努めてください。

(3) 交通事故に巻き込まれた場合の注意事項

不幸にして交通事故の当事者となった場合、事故を起こした車両は渋滞等のいかなる状況下であろうとも、Najm for Insurance Services Company 又は交通警察が現場に到着するまで基本的に衝突した状態から車を移動できないとされています。車を移動した場合、過失割合認定の際に不利になることがあります。また、事故処理担当者はほとんど英語を解さないため、Najm に通報すると同時に、アラビア語を介するスタッフを呼ぶことで、事故処理がスムーズに行えますし、こちら側の主張も述べることができます。

(4) サウジアラビアの交通死亡事故抑止対策

交通死亡事故が多発している現在、サウジ政府の交通死亡事故抑止対策が強化されて、定期的に夜間取締り等を実施しています。交通違反の態様は基本的に欧米と同じですが、特徴として

- ・取締りは、警察官の裁量に委ねられることが多い
- ・違反をした場合、身柄を拘束されるケースが多い

等が挙げられます。

また、サウジアラビア交通当局は、覆面パトカーによる交通違反取締りの強化だけでなく、2010年から「サーヘル(Saher)」と呼ばれる交通監視システムの運用を開始しており、主要幹線道路や主要交差点に固定式・移動式監視カメラを設置するなどして速度超過や信号無視等を取り締まり、交通事故抑止対策の強化を実施しています。現在、交通違反の罰金額の変更や、運転中のシートベルト非装着や携帯電話保持違反の監視カメラによる取締りが実施されています。

(5) 女性の運転解禁

サウジアラビアでは、2018年6月24日から女性の運転が許可され、実際に女性の運転する例も見られるようになってきました。

Ⅲ 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 緊急事態とは

このマニュアルにおける「緊急事態」とは、在留邦人の生命、身体、財産に対する脅威を及ぼすおそれがあると認められる各種事案を想定しています。

※例：テロ、誘拐、政変・騒乱、大規模事故、他国からの軍事的脅威

2 予防的行動と普段の心構え・準備

緊急事態は意図せず遭遇するものではありませんが、まず、安全に配慮した予防的行動を心がけ、自ら緊急事態を避けるようにしてください。また、不幸にして緊急事態に巻き込まれたときに重要となるのは、普段の心構えと準備です。平素から次の点にご注意ください

(1) 予防的行動

ア 毎日のルーティンを変える

テロに狙われにくくするため、出勤コース等の日常行動パターンを意識的に変える。

イ 目立つ行動をしない

可能な限り、大勢の人が集まる行事等への参加を控えて目立つ行動をしないよう心掛ける。

ウ 安全に配慮した外出を

テロリストが狙いそうな欧米人が集まるショッピング・センターや治安情報が発出されている場所にはできる限り近づかない。また、外出の時間帯、滞在時間を検討する。

エ 不要な外出を極力控える

特に夜間帯は外出を避ける。

オ 自動車の安全対策を行う

(a) 管理された駐車場への駐車

警備員等により管理されている駐車場に駐車する。管理されていない場合、人通りが多く明るくて人目に付く場所に駐車する。

(b) 車体の確認

車体の姿勢や、車体の底部・ボンネット等に不審点がないか確認する。通常の状態を常に把握しておくことがポイント。

(c) 貴重品の確実な持ち出し

車から離れるときなど、車内にバッグや携帯電話等被害の対象となりそうな物を置かない。

カ 不審物件への注意

爆発物等の不審物件が置かれないように自宅やオフィスの整理整頓に努め、不審物件を発見した場合には、「触らず、動かさず、蹴飛ばさず」といった基本原則を守りつつ、管理者又は警備員に連絡してください。また、不審な郵便物にも同

様に注意を払ってください。

キ 携帯電話を常に携帯する

有事の際の通信手段として、外出時は携帯電話等を携帯し、警察や会社、知人等に直ちに連絡できる体制を整えておいてください。

(2) 平素の準備と心構え

ア 連絡体制

(a) 在留届の提出

3か月以上滞在される方は、必ず総領事館に在留届を提出してください。

また、住所、電話番号などの記載事項の変更や帰国、転勤の際にも必ず帰国届、変更届を提出してください。

(b) 連絡体制の整備

それぞれの組織内で、緊急連絡網を整備してください。出張者等短期渡航者がいる組織については、当該短期渡航者の連絡先を確実に把握してください。

また、各人が自分の上位連絡先を日頃から確認してください。

イ 情報収集

治安情報に関しては、平素から一斉メールで送信している「領事メール」により情報提供を行っておりますが、在留邦人の皆様におかれましても、次の手段等により、各種情報の入手に努めてください。また、特異な情報については、総領事館への提供をお願いいたします。

(a) 報道等

新聞、テレビ、ラジオ、インターネット報道のほか、海外安全ホームページ (<https://www.anzen.mofa.go.jp>) においても情報を入手することができます。

また、外務省では、短波によるNHKのラジオ国際放送「NHKワールド・ラジオ日本」 (<https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/anzen/>) を通じ、情報提供を行っています。

なお、サウジアラビア国内で発生した事案でも、時差の関係等で日本国内の報道が先行することもあります。

(b) ローカル情報

地元の知人や社員、コンパウンドの警備員などからの情報収集も有益です。

ウ 一時避難場所の選定

緊急事態が発生した又はそのおそれがある場合の一時避難場所となるホテル等を予め複数選定しておいてください。一概には言えませんが、ホテルを選定する場合には、欧米系ホテルはテロのターゲットになる可能性もあるので、地元の目立たないホテル等をお勧めします。

エ 緊急避難場所（総領事館）へのルート

緊急事態が発生した際には、緊急避難場所として総領事館を指定する場合があります。道路封鎖や交通渋滞等に備え複数のルートを検討してください。

オ 緊急事態用携行品の準備

緊急事態に備え、いつでも避難できるように、現金、イカーマ（滞在許可証）、

旅券，クレジットカード，携帯電話等を常時準備しておいてください。
手引き末尾の「緊急事態に備えてのチェックリスト」も活用してください。

(3) テロに備えて

ア 避難部屋の検討

住居や会社の中で緊急事態発生時に一時的に避難する部屋を選定してください。
また，緊急事態携行品と履物を避難部屋に置くことをお勧めします。

※ 避難部屋選定の目安

- ・道路から離れているか
- ・十分に強固か
- ・すぐに逃げ込める部屋か
- ・窓ガラス等危険なものはないか等

イ 不審な動向があった場合

発砲らしき音を聞いた，外の様子がおかしいなど，不審な動向を覚知した場合には，避難部屋等に逃げ込み，携帯電話等で警備室等に連絡を取るなどして外の状況を確認してください。不審な動向を覚知したからといって，むやみに戸外に出るなどして自分の目で確認しようとするにより，より危険な目に遭う場合がありますので，注意してください。

ウ テロの手口

テロの手口は，車両爆破テロのみではありません。小銃による射撃，刃物による攻撃，自動車による衝突，誘拐など様々な可能性があります。あらゆる事案を想定してください。

エ 個人でのイメージトレーニング又はシミュレーション

各家庭によって状況が異なりますので，それぞれの実情に合わせ，具体的に事案を想定して，事案が発生した際にどのように行動するかイメージトレーニング又はシミュレーションを行ってください。具体的にイメージすることにより，安全対策の問題点が見えてきます。また，トレーニングにより緊急事態が発生した際のパニックを防ぐことができます。

※ 例：自宅で発砲らしき音を聞いた

- 家族を集めて避難部屋へ逃げ込む
- 毛布をかぶる
- 警備室に連絡
- 近隣との連携
- 大使館に確認
- 状況の把握
- 避難

オ 自宅コンパウンド・自社オフィス管理者との緊急対応の確認

安全対策，緊急避難等に関する管理者の考えや計画を十分把握してください。
また，管理者の安全対策に不十分な点があれば改善を申し入れるなどの措置をとってください。必要があれば当館に相談してください。

(4) テロ発生時の措置

ア 避難

住居やオフィスの中の緊急避難部屋に一旦避難し、その後屋外の安全が確認されてから外部に避難してください。また、ショッピングセンター等外出時に事件に遭遇した場合には速やかにその場所から避難してください。警察、警備員等の誘導があればそれに従ってください。

イ 当館への連絡

テロの発生を認知した場合には、当館に安否確認の連絡をお願いします。

テロが発生した場合、当館は在留邦人の方々の安否確認を緊急連絡網等により行います。

テロが発生した際、被害に遭わなかったために、安心して連絡を忘れてしまい、結果として安否確認ができなくなる場合がありますので注意してください。

ウ 近隣邦人との連携

近隣に住む邦人の方々と連絡を取ってください。連絡を取ることでより情報を共有できるほか、身近な邦人の方の存在により安心し冷静になれます。また、お互いに安否を確認することにより被害者の早期発見につながります。

エ 自宅コンパウンド、自社オフィスの管理者、警備員との連絡

何が起きたのか、どのような対応が必要かなど、可能であれば管理者や警備員に確認してください。

オ 流言、デマに注意

テロ発生時には、様々な流言やデマが飛び交うので、情報を取捨選択し冷静に対応してください。

カ 被害に遭われた場合

当館館員が赴き必要な保護対策を講じますので、直接当館に連絡してください。また、負傷された場合など、直接自分で連絡できないときには、病院関係者等に依頼してください。

3 緊急事態発生時の取組

(1) 緊急事態対策本部の設置

緊急事態が発生した場合、総領事館は、原則として館内に「緊急事態対策本部」を設置します。同対策本部は、日本人会と協力して在留邦人の生命、身体、財産の保護に資する諸活動を実施します。

(2) 安否確認

緊急事態発生時、安否確認を行います。被害者有無の確認は在留邦人保護対策の出発点です。在留邦人の皆様におかれましては、緊急事態発生を認知した場合には安否確認への協力をお願いいたします。

当館では、緊急事態発生を想定し、緊急時電話連絡網を利用した在留邦人安否確

認訓練を実施しています。

(3) 各種情報提供

緊急時電話連絡網，領事メール，FM 放送，ウェブサイトなどを通じ，各種情報提供を行います。

(4) 邦人被害者の保護対策

邦人の方が被害に遭われた場合，当館館員が自宅，現場，病院等必要な場所に赴き各種保護対策を講じます。

(5) 各種勧告

緊急事態の態様に応じて，在留邦人の皆様の安全確保のため必要かつ適切であると認められる場合，自宅待機勧告，退避勧告などを発出します。

(6) 緊急避難場所

緊急事態が発生した場合には，緊急避難場所として総領事館を指定する場合があります。

なお，当館が避難場所として適切でないと判断した場合には別の場所を指定することがあります。

緊急事態に備えてのチェックリスト

- (1) 在留届・変更届の提出：住所や電話番号の変更，転勤（帰国）の届出。
- (2) 所在の明確化：家族，同僚等に常に所在を伝える。
- (3) 連絡方法の確認：企業内，家族間で緊急時の連絡方法について確認。
- (4) 連絡網の確認：「連絡網」等の常備，管理。
- (5) 通信手段の確保：携帯電話等の通信手段の確保。
- (6) 旅券，査証等：
 - 旅券の有効期限は十分か。
 - ※ 旅券については，常時6か月以上の残存有効期間があることを確認しておいてください。
 - 6か月以下の場合には旅券切替発給を申請してください。
 - 旅券の最終ページの所持人記載欄に記載があるか。（特に，下段に血液型（blood type）につき記入しておくとうりです。）
 - 旅券の増補の必要性はないか。余白のページは十分か。
 - 当国査証の有効期限は十分か。（ヒジュラ暦に注意。）
 - イカーマの有効期限は十分か。（ヒジュラ暦に注意。）
 - 旅券の身分事項（当国発給の査証欄を含む。），イカーマの写し
 - 旅券等再発給に備えた予備の写真
- (7) 現金等の貴重品の保管
 - 現金（米ドル，ユーロ等外貨を含む。ただし，当国の場合6万サウジリアル相当以上の現金・貴金属を所持する場合は，申告が義務づけられています。）
 - クレジットカード
- (8) 自動車の整備と燃料の補給等
 - 燃料 タイヤのエア オイル バッテリー液
 - 当国発給の自動車運転免許証の有効期限は十分か。
 - 当国自動車登録証（エスティマラー）の有効期限は十分か。
 - 自動車保険の加入の有無。有効期限は十分か。
- (9) 携行品の用意
 - 携帯電話（充電器，予備バッテリー，車両用のシガーライター対応型充電器，充電用USBコード）
 - 着替えのための衣類（活動しやすく，殊更に人目を引かず華美でない服。冬場も想定し，長袖，長ズボン，毛布等。）
 - 履物。（行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの）
 - 非常用食料，飲料水等
 - ※ しばらく自宅待機する場合をも想定し，家族全員が10日間程度生活できる量の米，調味料，缶詰類，インスタント食品，粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを準備しておくことをお勧めします。
 - 医薬品（常備薬等）
 - 日用雑貨（懐中電灯），洗面用具，タオル，ティッシュ，紙おむつ等）
 - 海外旅行傷害保険関係書類
 - ラジオ（電池式が望ましい）
 - ※ 緊急事態発生時ペットを連れて避難することは，退避先での手続きや航空機等の制約から大変困難です（特に，自衛隊機による退避の場合，盲導犬を除き，ペットの帯同は不可）。ペットを飼っている方は，公共交通機関が動いているうちに早めに退避するか，現地の方に託すなどの対応をお願いいたします。

主要連絡先等

1 日本政府関連

(1) 在ジッダ日本国総領事館

HP : <https://www.jeddah.ksa.emb-japan.go.jp/j/index.htm>

電話 : 012-667-0676

FAX : 012-667-0373

(2) 在サウジアラビア日本国大使館

HP : <https://www.ksa.emb-japan.go.jp/j/index.htm>

メールアドレス : consular-sec@rd.mofa.go.jp

電話 : 011-488-1100

FAX : 011-488-0189

(3) 外務省領事局海外領事サービスセンター（海外安全相談班）

+81-3-3580-3311（内線：2902, 2903）

(4) 外務省海外安全ホームページ

HP : <https://www.anzen.mofa.go.jp/>

2 現地警察・消防等

警察 999

火災 998

救急 997

高速道路警察 996（郊外の高速道路を管轄）

交通警察 993